

人間ドック検診 費用を補助します

町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者に対して人間ドック検診への補助を行っています。

対象

次のすべての条件に該当する方

- ・ 町に住民登録をし、1年以上居住している方
- ・ 30歳以上の方
- ・ 町税および保険料を滞納していない方

補助金額および申請方法

指定人間ドック検診または指定医療機関独自の人間ドック検診のいずれかで、1年度1回2万円を限度とします。

予約金の領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参のうえ、保険医療課で申請手続きをしてください。申請書受付後に「対象者の条件」を確認したうえで「受給者証」を発行します。ので、検診日に医療機関の窓口を受給者証を提出してください。

検診の申込方法

次の検診実施医療機関にお問い合わせください。申込みの際は「補助金交付制度」を利用することを忘れずに申し出てください。

人間ドック検診実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
伊奈中央病院	寿4-43	721-3022
伊奈病院	小室9419	721-3692
希望病院	小室3170	723-0855
内田クリニック	内宿台5-4	728-9296
今成医院	小室2469-2	723-8280

桶川市・北本市の実施医療機関については、お問い合わせください。

☎ 保険医療課 2172・2175

人間ドック検診の受診方法

指定人間ドック検診を受けるか医療機関独自の人間ドック検診を受けるか決めてください。

人間ドック検診補助金制度を利用することを受診する医療機関に告げたくて申し込みください。

医療機関の窓口で、予約金を支払い、予約金の領収書を受け取ります。

保険医療課の窓口で補助申請をし「受給者証」を受け取ります。
※予約金領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参してください。

各医療機関で予約した検診日時に「受給者証」を持参のうえ受診してください。
※個人負担額、受給者証を忘れずにお持ちください。

平成28年度 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基にして、2年ごとに見直します。平成28・29年度の保険料率は次のとおりです。

保険料率

所得割率 8.34%

均等割額 42,070円

なお、平成28年度の賦課限度額は57万円です。

納め方と通知の時期

①すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引き額と同額の保険料が天引きされます。

②平成28年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

③上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中で75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

注意) ①と②の方にも7月に後期高齢者医療保険料額決定通知を送付しますので、改めて保険料額の確認をお願いします。

☎ 保険医療課医療係 2175

平成28年度 介護保険料額 のお知らせ

65歳以上の方の平成28年度
介護保険料額は下表のとおり
です。

納め方と通知の時期

①すでに年金からの天引きが
始まっている方

4月、6月の年金からも2
月年金天引額と同額の保
料が天引きされます。

②平成28年度介護保険料特別
徴収（仮徴収）開始通知書が
届いた方

お知らせした額で4月また
は6月の年金から天引きが
開始されます。

③①②以外の方

7月に納付通知書を送付し
ます。納期は7月末から来
年2月末までの各月（8回）
となります。また、年度途
中に65歳に到達した方や町
外から転入して来た方には、
7月以降、随時納付通知書
を送付します。

※①と②の方にも7月に介護
保険料決定通知を送付しま
すので、再度保険料額の確
認をお願いします。

2123
問 福祉課介護保険管理係内

平成28年度の介護保険料額

第5段階（基準額）の金額をもとに、所得や収入に応じた負担になるように、15段階の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	基準額に 対する 負担割合	保険料 年額（円）	所得段階	対象となる方	基準額に 対する 負担割合	保険料 年額（円）
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.45	23,400	第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上140万円未満の方	1.25	65,200
	第9段階			本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が140万円以上190万円未満の方	1.30	67,800	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.68	35,400	第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	1.40	73,000
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	39,100	第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	1.50	78,300
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	46,900	第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.55	80,900
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	52,200	第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.60	83,500
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	57,400	第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.70	88,700
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	62,600	第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.80	93,900

※合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。すべての所得を合わせたものが「合計所得」です。

バラ園有料期間中は 記念公園中央園路を 閉鎖します

5月のバラ園有料期間中、記念公園の中央園路を
地図のとおり終日閉鎖します。公園内での迂回に、
ご理解ご協力をお願いします。

閉鎖期間

5月6日(金)午後～
バラ園有料期間終了日まで

問 都市計画課公園緑地係内 2422

